

裏面白紙

五八三

昭和二十三年十月二十七日 起業

内閣府大臣 花押

内閣府大臣 花押

橋本

監査部長 田田

事務官 倉橋

川

同

衆議院解散と同時に又はその直後に総選挙の期日の公布を行うためには、次頁枚書
査末う者之候補の特例を設ける必要がある。昭和二十二年勅令第五百四十五号
ポツカム宣言の交渉に伴い発する命令に關する件に基き資格審査査末
了者之候補の特例に關する命令を別案の通り定めよいか同い事

内閣

總理廳令第七十七号

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き、内閣總理大臣から覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けてない者の立候補の特例に関する命令を次のように制定する。

昭和二十年七月十六日

内閣總理大臣

吉田 茂

第一條 この命令施行後初めて行われる衆議院議員の總選挙に限り、その選挙の期日の公示のあつた日から十日以内は、内閣總理大臣から覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者については、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十年勅令第一号以下令という。）第八條第一項の規定による確認書の写は、都道府縣知事の交付する証明書を以てこれに

總理廳

代えることができる。

第二條 前條に規定する証明書の交付を受けようとする者は、昭和二十二年勅令第一号の施行に関する件（昭和二十二年内務省令第一号）第八條の規定にかかわらず、前條に規定する期間内に、令第七條第一項の調査表三通を議員候補者とならうとする選挙区の存する都道府縣の知事に提出しなければならない。

都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに、別記様式の証明書を本人に交付し、調査表二通を内閣總理大臣に、他の一通を關係選挙管理委員会に対し送付しなければならない。選挙管理委員会は、前項の規定により調査表を受理したときは、直ちにこれを公衆の閲覧に供しなければならない。

第三條 内閣總理大臣は、前條第二項の規定により調査表を受理したときは、選挙の期日前七日目までにこれを審査し、覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認又は覚書該当者としての指定

をしなければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定により覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認をしたときは、直ちに本人に対し確認書を交付し、その旨を關係都道府縣知事に通知しなければならない。

都道府縣知事は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を關係選挙長に通知しなければならない。

第一條の規定により都道府縣知事の証明書をして立候補の届出又は推薦届出をした者は、当該候補者について覚書該当者でない旨の確認があつたときは、直ちに確認書の写を、關係選挙長に提出しなければならない。

第一條の規定により都道府縣知事の証明書を以て議員候補者となつた者について、選挙の期日前五日目までに、前項の規定による確認書の写の提出又は第三項の規定による選挙長に対する通知がない場合においては、その者は、議員候補者たることを辞した

ものとみなす。

前項の規定により議員候補者たることを辞したものとみなされた者については、衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第六十八條第三項本文の規定は、これを適用しない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式

証明書

住所

氏名

生年月日

右の者は、昭和二十三年総理廳令第七十六号第二條第一項の規定により調査表を提出した者であることを証明する。

年 月 日

都 道 府 縣 知 事 印

備考

この証明書では、選挙の期日の公示のあつた日から十一日以後は立候補の届出又は推薦届出をすることができない。

理 由

衆議院の解散と同時に又はその直後に総選挙の期日の公示を行うた
め、資格審査未了者の立候補に關し、昭和二十二年勅令第一号第八
條及び同年閣内務省令第一号第八條の特例を設ける必要がある。これ
がこの命令を制定する理由である。

参考

昭和二十二年勅令第一号

(公職に関する就職禁止退職等に関する勅令)

第八條 公選による公職の候補者につき届出又は推薦届出を必要とする場合においては、その届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙長その他これに準ずる者若しくは候補者とならざるべき者、其の覚書該当者でないことを証明する確認書の字を併せて提出しなければならぬ。前項の規定する確認書は、内閣総理大臣の定めるところにより、本人の調査表に関する公職適否審査委員会の審査の結果に基づいて、内閣総理大臣又は都道府県知事がこれを交付する。

総理府

昭和二十二年閣令内務省令第一号

(昭和二十二年勅令第一号施行に関する件)

第八條 公選による公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は別表第三により内閣総理大臣が指定すべき公職の候補者に関するものは内閣総理大臣に対して同表により都道府県知事が指定をすべき公職の候補者に関するものは関係都道府県知事に対してその指定する期日までに候補者たるべき者が覚書に掲げる條項に該当するものがない日の確認を求めなければならぬ。前項の確認を求めようとする者は、別記様式(一)により内閣総理大臣に対して確認を求め、場合においては、調査表四通を添えその者の住居地を転居する都道府県知事を経て内閣総理大臣に、都道府県知事に対して確認

左求める場合においては調査表二通を添え、候補者の届出又は推薦届出に係る都道府県を差付する都道府県知事にはその旨を申請しなければならぬ。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに公職適否審査委員会
の審査に附さなければならぬ。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三項の調査表を受理する場合において、必要があることを認め、候補者については、必要な数の調査表を徴することが出来る。

総
理
廳

第七章 議員候補者及當選人

第六十七條

第八項 第一項乃至第三項の届出ありたる者法律の定むる所に依り衆議院議員と相兼ねることを得ざる國又は地方公共団体の公務員となりたること又は議員候補者たることを辞したるものと看做す

第六十八條 議員候補者の届出又は推薦届出を為さむとするものは議員候補者一人に付三萬円又は之に相当する額面の國債証券を供託することと爲す

第二項 議員候補者の得票数其の選挙区内の議員の定数を以て有効投票の総数を除して得たる数の五分の一に達せざるときは前項の供託物は政府に帰属す

總理廳

第三項 議員候補者選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辞したるときは前項の規定を準用す但し被選挙権を有せざるに至りたる議員候補者たることを辞したるとき又は前條第八項の規定に該するに至りたるときは此の限り不在とす

仰決裁

正誤

昭和三十三年十二月十六日官報 總理廳令第七十六号(中一)
此〇頁一段七行「總理廳令第 号」は「總理廳令第七十
六号」の誤り

總理廳事務官

總理廳事務官

裏面白紙

總務省第五三三号

昭和二十三年十二月十七日

總理廳官房監査課長

總理廳官房総務課長 殿

官報の印刷誤りに関する件

本月十六日付官報にて公布された總理廳令第七十六号別記様式申「總理廳令第七十六号」の誤りにつき御訂正願いたし。

總理廳

五八三

昭和二十三年十一月二十七日 起本

仰 裁

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房次長

監査部長

事務官

伺

衆議院解散と同時に又は之直後に総選挙の期日の公
示を行ふために、資格審査未了者の立候補の特例を
設けし必要あり。昭和二十年勅令第五百四十二号ポフダの

総 理 廳

宣言の受諾に伴い、命令に因す、件の基き資格
審査未了者の立候補の特例に因す、命令を別添の
通り定めよいか伺ひます。

監査部長
157

總理廳令第 七五七 号

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基き、内閣總理大臣から覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けてない者の立候補の特例に関する命令を次のように制定する。

昭和二十年 五月 十六日

内閣總理大臣

吉田 次

第一條 この命令施行後初めて行われる衆議院議員の總選挙に限り、その選挙の期日の公示のあつた日から十日以内は、内閣總理大臣から覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者については、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十年勅令第一号以下令という。）第八條第一項の規定による確認書の写は、都道府縣知事の交付する証明書を以てこれに

總理廳

代えることができる。

第二條 前條に規定する証明書の交付を受けようとする者は、昭和二十二年勅令第一号の施行に関する件（昭和二十二年 内務省令 第一号）第八條の規定にかかわらず、前條に規定する期間内に、令第七條第一項の調査表三通を議員候補者とならうとする選挙区の存する都道府縣の知事に提出しなければならない。

都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに、別記様式の証明書を本人に交付し、調査表三通を内閣總理大臣に、他の一通を關係選挙管理委員会に対し送付しなければならない。選挙管理委員会は、前項の規定により調査表を受理したときは、直ちにこれを公衆の閲覧に供しなければならない。

第三條 内閣總理大臣は、前條第二項の規定により調査表を受理し、るときは、選挙の期日前七日目までにこれを審査し、覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認又は覺書該当者としての指定

をしなければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の規定により覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認をしたときは、直ちに本人に対し確認書を交付し、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係選挙長に通知しなければならない。

第一條の規定により都道府県知事の証明書を以て立候補の届出又は推薦届出をした者は、当該候補者について覚書該当者でない旨の確認があつたときは、直ちに確認書の写を、関係選挙長に提出しなければならない。

第一條の規定により都道府県知事の証明書を以て議員候補者となつた者について、選挙の期日前五日目までに、前項の規定による確認書の写の提出又は第三項の規定による選挙長に対する通知がない場合においては、その者は、議員候補者たることを辞した

ものとみなす。

前項の規定により議員候補者たることを辞したものとみなされた者については、衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第六十八條第三項本文の規定は、これを適用しない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式

証明書

住所

氏名

生年月日

右の者は、昭和二十三年総理廳令第七百六号第二條第一項の規定により調査表を提出した者であることを証明する。

年 月 日

都 道 府 縣 知 事 印

備考

この証明書では、選挙の期日の公示のあつた日から十一日以後は、立候補の届出又は推薦届出をすることができない。

理 由

衆議院の解散と同時に又はその直後に総選挙の期日の公示を行うた
め、資格審査未了者の立候補に関し、昭和二十二年勅令第一号第八
條及び同年内閣省令第一号第八條の特例を設ける必要がある。これ
がこの命令を制定する理由である。

参考

昭和二十二年勅令第一号

(公職に関する就職禁止退職等に関する勅令)

第八條 公選による公職の候補者につき届出又は推薦届出
 出を必要とする場合においては、その届出又は推薦届出
 をしよとす者、選挙長その他これに準ずる者、若
 し候補者たるべき者、其の覚書該当者でないことを証
 明する確認書の字を併せて提出しなければならぬ。
 前項の規定する確認書は、内閣総理大臣の定め
 るところにより、本人の調査表に関する公職適否審査
 委員会の審査の結果を基として、内閣総理大臣又は
 都道府県知事がこれを交付する。

総 理 廳

昭和二十二年勅令内務省令第一号

(昭和二十二年勅令第一号施行に関する件)

第八條 公選による公職の候補者の届出又は推薦届出を
 しようとする者は、別表第三により内閣総理大臣が指定
 すべき公職の候補者に関しては、内閣総理大臣に対して、同表
 により都道府県知事が指定をすべき公職の候補者に
 関しては、関係都道府県知事に対してその指定する期
 日までに候補者たるべき者が、覚書に掲げる條項に該当
 するものがない日の確認を求めなければならぬ。
 前項の確認を求めようとする者は、別記様式(一)により、
 内閣総理大臣に対して確認を求め、場合においては、調査
 表四通を添え、その者の住居地を転居する都道府県知
 事を経て内閣総理大臣に、都道府県知事に対して確認

を求めらるる場合においては調査表二通を添え、候補者の届出又は推薦届出に係る都道府県を差付する都道府県知事にはその旨を申請しなければならぬ。

内閣総理大臣又は都道府県知事は前項の調査表を受理したときは、直ちに公職適否審査委員会

の審査に附さなければならぬ。
内閣総理大臣又は都道府県知事は第三項の調査表を受理する場合には、必要があることを認め、候補者については必要な数の調査表を徴することが出来る。

総 理 廳

第七章 議員候補者及當選人

第六十七條

第八項

第一項乃至第三項の届出ありたる者法律の定むる所に依り衆議院議員と相兼ねることを得ざる國又は地方公共団体の公務員となりたることキは議員候補者たることを辞したるものと看做す

第六十八條

議員候補者の届出又は推薦届出を為さむとするものは議員候補者一人に付三萬円又は之と相当する額面の國債証券を供託することとす

第二項

議員候補者の得票数其の選挙区内の議員の定数を以て有効投票の総数を除して得たる数の五分の一に達せざるときは前項の供託物は政府に帰属す

第三項

議員候補者選挙の期日前十日以内に議員

総理廳

候補者たることを辞したるときは前項の規定を準用す但し被選挙権を有せざるに至りたる議員候補者たることを辞したるとき又は前條第八項の規定に該当するに至りたるときは此の限り不在とす